

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年5月17日開催 全国信用金庫協会]

1. 金融政策の枠組みの見直しを踏まえた対応について

- 金融機関にとって、政策金利の引上げは、言うまでもなく大きな経営環境の変化である。各金融機関においては、こうした環境変化を見据え、昨年来、様々な準備、対応を進めてきたものと承知しているが、今一度自金庫の経営戦略やリスクテイク方針等を振り返っていただき、必要な対応を取っていただきたい。
- また、政策金利の引上げは、顧客にも様々な影響を及ぼす。既に多くの金融機関では、預金金利の引上げを決定しているところだが、預金者は利息収入の増加の恩恵を受ける一方で、仮に、貸出金利が上昇することになれば、借り手の返済負担は増加することになる。金融庁としても、金融政策の枠組みの見直しを踏まえた各金融機関の対応と、それによる中小企業や住宅ローンの利用者等への影響について、今後とも注視していく。
- 各金庫においては、貸出金利の引上げに際しては、顧客企業に対し、十分に説明、協議を行っていただくとともに、個々の借り手の状況を踏まえ、必要に応じて適切な返済計画のアドバイスを行っていただきたい。
- 住宅ローンについては、それを借り入れる個人にとって非常に大きな金額であり、変動金利の内容やリスクを適切に理解していただくことが極めて重要と考えている。ローン契約に当たっては、その内容や、金利変動リスク等について、利用者への適切な情報提供と十分な説明を行っていただきたい。

2. 事業者支援について

- コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、4月には、民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済開始の最後のピークを迎えており、債務が膨らんだ事業者に対する、資金繰り支援にとどまらない、早期の経営改善・事業再生支援等の必要性が高まっている。

- こうした中、経済産業省・財務省と連名で、3月8日に「再生支援の総合的対策」を策定・公表し、金融機関等による再生支援などを一層促すための施策をとりまとめた。また、4月1日からは、監督上の着眼点として、金融機関に対し、一歩先を見据えた早め早めの対応を求めることを盛り込んだ改正監督指針の適用を開始している。
- 各金融機関におかれては、これまでも事業者支援に多大なご尽力をいただいているところであるが、これらの施策を踏まえた対応について、営業現場の第一線まで周知し、浸透させるとともに、引き続き、事業者に対するきめ細かな支援の徹底をよろしくお願いしたい。

3. 経営者保証改革プログラムの進捗状況について

- 2023年5月の意見交換会において、2023年3月以前に締結した根保証契約については、保証人に対し、改正した監督指針に基づき、保証契約の必要性等の説明を早期に行っていただくよう、お願いをさせていただいた。しかしながら、一部の金融機関にヒアリングしたところ、途中経過ではあるものの、対応が未了、又は対応していないと回答した金融機関が一定数見受けられた。
- 現時点において対応が完了していない金融機関におかれては、早急に対応していただきたい。また、「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の策定・公表を行っていない金融機関におかれても、早期に経営陣を交え議論を行っていただき、公表をお願いしたい。
- 金融庁としても、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組を促す観点から、こうした取組の進捗状況については、引き続き、フォローアップさせていただく。

4. 地域金融機関の事業者支援能力向上を後押しする取組について

- 地域金融機関が、地域経済の持続的成長に向けて、継続的に事業者支援を進めていくためには、金融機関自身の事業者支援能力の一層の強化に取り組んでいただくことが重要と考える。
- 金融庁では、こうした地域金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、2023年度には、

① AI 技術を活用した経営改善支援の効率化

② 業種別支援の着眼点の拡充や普及促進

に向けた委託事業（2 件）を実施した。各委託事業でとりまとめた結果については、3 月 29 日にウェブサイトにて公表したところ。

- 各信用金庫の皆様におかれては、これらの結果等を活用しながら、引き続き事業者支援に積極的に取り組んでいただきたい。

（参考）金融庁ウェブサイト公表ページ

「AI 技術を活用した経営改善支援の効率化」：

<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20240329/20240329.html>

「業種別支援の着眼点の拡充や普及促進」：

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240329.html>

5. 地域金融機関による人材マッチングについて

- 地域金融機関の皆様におかれては、日頃より「REVICareer（レビキャリ）」を活用した人材マッチングに尽力いただき感謝。
- レビキャリの足元の実績について申し上げますと、大企業人材の登録者数が累計 2,985 人、求人件数は累計 1,914 件、マッチング件数については、累計 77 件となっている。
- 今後も引き続きレビキャリを活用いただきながら、地域企業の人材ニーズに応えていただきたい。

6. 令和 6 年能登半島地震に伴う在留期間の延長について

- 令和 6 年能登半島地震を踏まえた特例措置として、出入国在留管理庁において、今回の地震に際し災害救助法が適用された災害発生市町村の区域に住居地がある者等の在留期間の満了日を 2024 年 6 月 30 日まで一律に延長する措置が講じられている。
- 本件に関しては、各金融機関が管理している在留カードに記載された「在留期間の満了の日」が当該延長前の日付となっていることから、外国人顧客が保有する金融機関の口座が閉鎖される事例が発生している。

- 各金融機関においては、このような事例が発生しないよう、本延長措置の内容を営業店に周知・徹底いただき、在留期間の取扱いにあたって、本延長措置を踏まえた適切な対応を行うとともに、「外国人顧客対応にかかる留意事項」や「取組事例」も活用しながら、外国人顧客の利便性に配慮した対応をお願いしたい。

7. 手形等のサイトの短縮への対応等について

- 4月30日、公正取引委員会が「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更」を公表したことを受け、公正取引委員会及び中小企業庁より、手形等のサイトの短縮への対応について周知の要請があった。
- これを踏まえ、各金融機関は、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者からの資金繰り支援の相談に丁寧かつ親身に応じるとともに、事業者の業況や資金需要等を勘案し、事業者に寄り添った柔軟かつきめ細かな資金繰り支援に努めるよう、要請文を発出したので、周知徹底方よろしくをお願いしたい。
- なお、手形・小切手の取扱いを巡っては、「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」において、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との最終目標を掲げ、官民一体で取組を進めており、各金融機関等による取組がより一層推進されるよう、引き続きご対応をお願いしたい。

8. 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

- 3月8日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催。各障がい者団体から、「口座開設手続きにて家族以外の同行者の代筆を断られたため改善及び代筆の内規の徹底をお願いしたい」「対面サービスを行う店頭窓口に、代筆・代読を行っている旨の表示をお願いしたい」といった意見・要望が出された。
- 4月19日に、意見交換会の議事概要を金融庁ウェブサイト公表しているので、参考にいただき、一層、障がい者等に配慮した取組を進めてい

ただきたい。

- また、例年実施しているが、今後、障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査を発出し、完了次第、結果を還元する予定。

9. 中堅・中小企業等の DX 支援の在り方に関するガイダンス

- 3月27日、経済産業省は、地域の支援機関（地域金融機関・ITベンダー等）を通じた中堅・中小企業等に対する DX 支援の在り方を整理した「DX 支援ガイダンスーデジタル化から始める中堅・中小企業等の伴走支援アプローチ」を同省ウェブサイトにおいて公表。
- 各金融機関におかれては、本ガイダンスも参考にしながら、引き続き、地域企業の DX 支援に取り組んでいただけると幸い。

（注）経済産業省ウェブサイト公表ページ：

<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240327005/20240327005.html>

10. 東日本大震災事業者再生支援機構との連携について

- 3月19日、政府において「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定され、その中で、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、引き続き、「機構による二重ローン対策については、同機構の効率的な運営を徹底しつつ、販路開拓等のソリューション提供も含めた様々なサービス提供を強化し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。」こととされた。
- また、震災から13年を経て、今後、当機構の事業再生計画期間（支援決定から最長15年）の終了する案件が多く発生することが見込まれ、支援決定時に支援を表明した金融機関の関与がこれまで以上に期待される。
- これを受け、被災事業者の再生支援を一層促進するため、協会に対し、4月12日付で要請文を発出した。関係する金融機関におかれては、当該要請文の趣旨を踏まえ、当機構と十分な連携を図り、機構の支援完了に向けた必要な支援をお願いしたい。

11. 保護観察対象者等の口座開設支援について

- 2023 年 3 月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画を踏まえ、暴力団離脱者等の社会への復帰・定着を促進するため、法務省及び警察庁等と連携して預貯金口座の開設支援策の検討を行ってきた。
- 今般、法務省に登録されている協力雇用主の下で就労し、責任ある社会の一員として社会復帰を目指す保護観察対象者等が、就労先から給与を受け取るための預貯金口座開設を申し込んだ場合において、過去に犯罪をしたことや非行のあったことのみを理由として排除されることがないように、保護観察対象者等の預貯金口座の開設に向けた支援を行うため、金融庁からも、2024 年 3 月 26 日、各業界団体に対し「保護観察対象者等の口座開設支援について」について周知依頼した。
- 各金融機関においては、法務省が行う本支援の内容を周知していただくとともに、保護観察対象者等の預貯金口座の開設につき、本支援の趣旨を踏まえた判断がなされるようよろしくお願いしたい。なお、暴力団離脱者等の社会への復帰・定着を促進させるため、2022 年 2 月に「暴力団離脱者の口座開設支援について」を要請しているところ、各金融機関においては、改めて同支援の内容も周知・徹底していただくようよろしくお願いしたい。

(参考) 第二次再犯防止推進計画(抄) (2023 年 3 月 17 日閣議決定)

Ⅲ 今後取り組んでいく施策

第 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1. 特性に応じた効果的な指導の実施等

(2) 具体的施策

② 特性に応じた指導等の充実

iii 暴力団からの離脱、社会復帰に向けた指導等【施策番号 55】

警察庁及び法務省は、警察・暴力追放運動推進センター等と矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団員に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有する。

また、警察庁、法務省等の関係省庁は連携の上、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者等の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や預貯金口座の開設支援などの社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実を図る。【警察庁、金融庁、法務省】

12. 持続的な賃上げを実現するための「パートナーシップ構築宣言」に係る周知について

- サプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、発注者が下請企業との共存共栄を宣言するいわゆる「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を政府全体で推進してきたところ。
- 今般、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の策定や下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正を受けて、「パートナーシップ構築宣言」のひな形が改正されたことを踏まえ、4月15日付で、各業界団体を通して、本宣言の周知等を行った。
- 既に宣言していただいている金融機関においては、「パートナーシップ構築宣言」の更新及び実行を、まだ宣言されていない金融機関におかれては、新しいひな形での宣言の検討をお願いしたい。
- なお、サプライチェーン全体でみれば、金融機関の顧客である各事業者においては、その取引先から労務費等が転嫁されること等に対応するための資金需要が高まることも考えられるところ。
- こうした状況もふまえ、各金融機関におかれては、事業者にも最大限寄り添ったきめ細やかな支援を引き続き徹底いただくようお願いしたい。

13. 特殊詐欺捜査に係る都道府県警察との協力体制の構築について

- 2023年の特殊詐欺被害全体の認知件数は19,033件（前年比+1,463件）、被害額は441.2億円（同+70.4億円）となっており、還付金詐欺を含めた振込型特殊詐欺（※）においても認知件数、被害額ともに前年に比べ増加している。

（※）振込型特殊詐欺は、「還付金詐欺、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺」が大半を占める。
- 警察庁や各都道府県警から協力体制の構築について相談があった場合には、積極的にご協力いただくようお願いしたい。

14. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 3月20日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2023年7月から2024年1月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む最終報告書を公表した。
- 同報告書では、
 - ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業等へのサイバー攻撃を継続し、外貨の獲得源としていること
 - ・ IT分野をはじめとして、在外北朝鮮労働者が北朝鮮による資金獲得に貢献していること
 - ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入が継続していること等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載。
- 同報告書を踏まえ、各金融機関におかれては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、
 - ・ 融資や付保などの取引が存在するか否かの確認、
 - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング、などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

15. 顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果（中間報告）

- 4月3日に、「顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果（中間報告）」において外貨建一時払保険及び仕組預金の検証結果を公表した。
- 特に、外貨建一時払保険の態勢面の課題について申し上げれば、同保険は長期運用前提で組成されているにもかかわらず、4年間で6割の解約等が発生している他、解約等に伴い発生する費用が利幅を低下させている状況が窺える。

特に、ターゲット型保険のほとんどが、目標値に到達すると解約され、同時に同一商品を同一顧客に販売する乗換販売（顧客にとっては、販売手数

料等を二重支払い）が多数発生している。

販売会社（信金）と組成会社（保険会社）との間で連携を強化し、目標値到達前に目標値の変更（引き上げ）も含めて顧客意向を確認するなど、商品販売後も丁寧にフォローアップしていただきたい。

- （既に、ご覧になられているかもしれないが、）経営陣におかれては、中間報告を確認頂き、リーダーシップを発揮して、顧客本位の業務運営の確保に向けた取組みについて改善を進めて頂きたい。

（注）最終報告は、6月末日途に公表予定。

16. Japan Fintech Week 2024 開催報告について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、3月4日～8日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2024」を初開催した。
- 自治体や業界団体、大使館等と連携し、40を超えるフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、地方や海外を含め多くの方が Japan Fintech Week 2024 に参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。
- また、中核イベントとして開催した FIN/SUM 2024 も、Japan Fintech Week 2024 との同時開催の効果もあって、過去最大規模の参加者数になった。国内外のフィンテック事業者や金融機関、投資家等のステークホルダーの連携強化の機会となったのではないかなと思う。
- 皆様には FIN/SUM 2024 をはじめとして、多くのイベントへの参加やご支援をいただいたと伺っている。初開催にもかかわらず「Japan Fintech Week 2024」を充実したものとすることができ、ご協力に感謝申し上げます。
- 2025 年も、3月3日（月）～7日（金）をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を、うち4日（火）～7日（金）に「FIN/SUM 2025」を開催予定。
- 皆様のビジネス機会の更なる拡大や課題解決に資するようなイベントに育てていければと思っており、今年以上に連携を強化させて頂ければ幸い。

17. マネロン等対策に係る当面の対応について

- 「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」については、2024 年 3 月末に対応期限を迎え、4 月末に「対応結果の報告」を提出いただいたところ。経営トップのリーダーシップのもと対応を進めてこられたことに感謝申し上げます。
- 金融庁としては、当面の間、本報告を踏まえたモニタリングを通じて、各金融機関における態勢整備状況の確認を行っていく。
- こうしたモニタリングの結果を踏まえて、これまで申し上げてきたとおり、必要に応じて個別に行政対応を検討する必要があることを改めて申し上げます。
- 今後は 2028 年に予定されている FATF 第 5 次対日相互審査も見据え、各金融機関においては整備したマネロン等リスク管理態勢を適切に運用し、その有効性を検証し、継続的に態勢を維持・高度化していただく必要がある。
- 金融庁としても、各金融機関における、こうした有効性の検証等の取組みについて先行的に対応を実施している金融機関の事例を共有するとともに、皆様方の参考となるような一定の目線・考え方を整理できないか検討を進めてまいりたい。

18. 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画

（2024-2026 年度）」について

- 4月 17 日、マネロン等対策に関する政府の新たな行動計画が策定、財務省ウェブサイトにおいて公表された。
- 新たな行動計画は、今後 3 年間の政府及び金融機関等が実施すべき取り組みを取りまとめたものであり、金融業態においても、官民一体で、リスクベースアプローチに基づきマネロン等対策の強化・高度化を着実に進めていく必要がある。
- これまでの計画では期限を定めて基礎的な態勢整備を主に対応いただいていたところ、先ほど申し上げたとおり、今後は態勢の実効性を高めていくとともに、金融犯罪の巧妙化をはじめとするリスク環境の変化にも対応できるよう取り組んでいただきたい。

- 各金融機関の経営トップの皆様におかれては、引き続き自らのリーダーシップの下で、これまでに整備した態勢の下、その有効性を高める取組みを着実に進めていただきたい。

19. 金融経済教育推進機構（J－FLEC）について

- 4月5日に設立された金融経済教育推進機構（^{じえい ふ れ っ く}J－FLEC）について、4月末に公式ウェブサイトが開設され、今後の業務運営方針等が発表された。金融庁及びJ－FLECにおいては、官民一体となって、国全体として中立的な立場から金融経済教育を推進していくべく、8月の本格稼働を目指し準備を進めている。

- J－FLECの認知度を向上させ、事業内容を周知するため、広報用フライヤー及びリーフレットを作成しており、J－FLECウェブサイトでも公表している。J－FLECの概要や事業内容が分かりやすくまとまっているので、この場を借りて皆様にもご紹介する。とりわけ、従業員向けの金融経済教育の提供にあたっては、企業にJ－FLECを活用いただくべく、会員各行から取引先企業への周知のご協力をお願いしたいと考えており、これらの広報資料も積極的に活用いただき、取引先企業にJ－FLECの活動を周知いただけると幸い。

（参考）J－FLEC広報用パンフレットの公表 URL

- ・フライヤー（簡略版）：
https://www.j-flec.go.jp/wpimages/uploads/J-FLEC_flyer_A4.pdf
- ・リーフレット（詳細版）：
https://www.j-flec.go.jp/wpimages/uploads/J-FLEC_leaflet.pdf

20. Japan Weeks 2024 について

- 国際金融センターや資産運用立国の実現に向けた取組みの一環として、9月下旬から10月上旬にかけ開催する「Japan Weeks」について、先日特設サイトを開設した。
- 特設サイトは今後更新していくので、皆様におかれてはぜひご注目いただきたい。また、Japan Weeks 中にイベント開催を予定している方におかれては、総合政策課に随時情報をお寄せいただきたい。

(参考) Japan Weeks 2024 特設サイト URL

・ <https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/lp/japanweeks2024/>

21. IMF 金融セクター評価プログラム (FSAP) について

- 2023 年 4 月～2024 年 5 月にかけて、IMF の金融セクター評価プログラム (Financial Sector Assessment Program : FSAP) に基づく対日審査が行われ、IMF による報告書が 5 月 14 日に公表された。
- IMF は、FSAP を通じ、加盟国の金融セクターの安定性を評価しており、日本を含む主要国は 5 年に一度審査を受ける (前回の対日審査は 2017 年に実施)。本プログラムでは、システミック・リスクや金融規制・監督の枠組み等について、包括的かつ深度ある評価がなされる。
- 報告書において IMF は、日本の金融システムは最近の一連のショックに対して強靱であり、金融規制・監督の枠組みは 2017 年の前回評価時から顕著に進展したなど、日本の金融システムの現状を高く評価している。
- 他方で、システミック・リスク分析等を踏まえて一部脆弱性が指摘されているほか、日本の金融規制・監督に関する更なる改善点について提言があった。
- 今回の審査にあたっては、各金融機関にもデータ提供やヒアリング等協力いただいた。金融庁としては、IMF の提言内容も参考にしつつ、金融システムの強靱性を確保するための努力を継続していく。

22. 「NGFS シナリオの活用方法に関する調査」の公表について

- NGFS (Network for Greening the Financial System) シナリオは、国内外で実施されている多くの気候シナリオ分析に、直接採用或いは参照されており、気候リスク分析において重要な役割を果たしている。
- NGFS では、2020 年 6 月に初めて気候シナリオを公表して以来、中長期的なものを含む炭素価格やエネルギー消費量といったデータをシナリオ毎に提供し、シナリオの更新や加除を行ってきた。2023 年 11 月には、第四版として、世界全体で 2050 年に GHG 排出量を正味ゼロに抑えるシナリオ (Net Zero 2050) を含む 7 つのシナリオを公表している。

- 金融庁では、2021 年度より、気候変動関連リスクに係る NGFS シナリオに関する調査を行い、シナリオの代表的な更新点の解説を行っている。
- 2023 年度の調査では、NGFS シナリオ第四版における重要な変数に係る更新点の解説を行った。具体的には、ポストコロナの経済回復などの要因による足元の排出量の増加と、将来の炭素除去技術の導入量が保守的に見直され、「Net Zero 2050 シナリオ」において、炭素価格（シャドウプライス）の上昇等の移行リスクの高まりが見られた。また、物理的リスクについては、シナリオの不確実性が高く、継続的な更新の余地があるが、干ばつ、熱波、洪水、熱帯低気圧が GDP に与える影響の確率論的な推計値が国別に提供されるようになった。
- 本調査では、さらに、委託事業者が、定量的なリスク分析に留まらない金融機関のシナリオ分析の活用事例を調査し、NGFS シナリオの活用方法を検討している。
- 本調査が広く金融機関の経営層やリスク管理担当者に周知され、金融機関のリスク分析の高度化が進むことを期待する。

（以 上）